

改 正 後

個⑥090 所得税の申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

連番号

平成 年分の所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

提出用

住所
[又]事務所等
フリガナ
氏名

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額 ① 円

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ② 円

本年分まで差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額) ③ (赤字のときは120)

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③) ④

B 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑤

本年分まで差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額) ⑥ (赤字のときは120)

翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥) ⑦

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (④ - ⑦) ⑧

C 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑨

本年分まで差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) ⑩ (赤字のときは120)

翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑨ - ⑩) ⑪

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (⑧ - ⑪) ⑫

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑬ 円

本年分まで差し引く雑損失の額 ⑭

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑬と⑭のいずれか低い方の金額) ⑮ (赤字のときは120)

B 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑯

本年分まで差し引く雑損失の額 ⑰

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑯と⑰のいずれか低い方の金額) ⑱ (赤字のときは120)

C 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑲

本年分まで差し引く雑損失の額 ⑳

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑲と㉑のいずれか低い方の金額) ㉒ (赤字のときは120)

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑬ - ⑱ - ㉒) ㉓ (赤字のときは0を付けないでください) 円

申告書への転記事項

(1) ①が黒字の場合 (0の場合も含みます) 先物取引に係る雑所得等の金額 (上の金額) ㉔

本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ②) ㉕

翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪) ㉖

(2) ①が赤字の場合 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ⑫) ㉖

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の②の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑤の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑨が赤字の場合に、前年の⑫の金額を転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。詳しくは、税務署におたずねください。

前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

申告書第三表(分離課税)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑭)に転記してください。

申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の⑮(申告書第四表(損失申告用)は「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉑)に転記してください。

申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の⑯(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑳)に転記してください。

申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の㉑(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑭及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉑)に「0」を書いてください。

改 正 前

個⑥090 所得税の申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

連番号

平成 年分の所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

提出用

住所
[又]事務所等
フリガナ
氏名

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → (事業所得用・雑所得用)

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額 ① 円

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ② 円

本年分まで差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額) ③ (赤字のときは120)

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③) ④

B 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑤

本年分まで差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額) ⑥ (赤字のときは120)

翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥) ⑦

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (④ - ⑦) ⑧

C 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑨

本年分まで差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) ⑩ (赤字のときは120)

翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑨ - ⑩) ⑪

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (⑧ - ⑪) ⑫

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑬ 円

本年分まで差し引く雑損失の額 ⑭

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑬と⑭のいずれか低い方の金額) ⑮ (赤字のときは120)

B 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑯

本年分まで差し引く雑損失の額 ⑰

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑯と⑰のいずれか低い方の金額) ⑱ (赤字のときは120)

C 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑲

本年分まで差し引く雑損失の額 ⑳

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑲と㉑のいずれか低い方の金額) ㉒ (赤字のときは120)

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑬ - ⑱ - ㉒) ㉓ (赤字のときは0を付けないでください) 円

申告書への転記事項

(1) ①が黒字の場合 (0の場合も含みます) 先物取引に係る雑所得等の金額 (上の金額) ㉔

本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ②) ㉕

翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪) ㉖

(2) ①が赤字の場合 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ⑫) ㉖

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の②の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑤の金額を転記してください。

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑨が赤字の場合に、前年の⑫の金額を転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

※ 雑損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の先物取引の雑所得等、山林所得、退職所得の順で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の先物取引の雑所得等から差し引く順序はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。詳しくは、税務署におたずねください。

前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。

申告書第三表(分離課税)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑭)に転記してください。

申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の⑮(申告書第四表(損失申告用)は「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉑)に転記してください。

申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の⑯(申告書第四表(損失申告用)は「7翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑳)に転記してください。

申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の㉑(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑭及び「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉑)に「0」を書いてください。